

特定中小会社が発行した株式の取得に
要した金額等の控除の明細書（付表）

【令和__年分】

整理番号

現住所	フリガナ 氏名	電話番号 (連絡先)
-----	------------	---------------

1 「措置法第37条の13第1項」の規定の適用を受ける場合

		特例控除対象特定株式				控除対象特定株式	合計
		銘柄:	銘柄:	銘柄:	小計		
		①	②	③	④		
取得に要した金額の合計額（※1）	①	円	円	円	(A+B+C) 円	円	(D+E) 円
株式の種類ごとの①の金額の割合	②				(D01/E01) %	(E01/E01) %	100.00 %
①の金額のうち「措置法第37条の13第1項」の規定の適用を受ける金額	③				(F03×D02) 円	(F03×E02) 円	(※2) 円
③の金額から20億円を控除した残額	④				(※3) 円		
株式の銘柄ごとの①の金額の割合	⑤	(A01/D01) %	(B01/D01) %	(C01/D01) %	100.00 %		
取得費の調整対象額	⑥	(D04×A05) 円	(D04×B05) 円	(D04×C05) 円			

- ※1 ①欄には、「特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額等の控除の明細書」の「3 控除対象特定株式の取得に要した金額の計算」欄の⑤の金額を、株式の種類ごと（特例控除対象特定株式については、その銘柄ごと）に転記してください。
- 2 ⑥の③欄には、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の「特定投資株式の取得に要した金額等の控除」欄の金額の合計額（「措置法第37条の13第1項」の規定の適用を受ける年分において、「措置法第37条の13の2第1項」の規定の適用も受ける場合には、当該合計額をそれぞれの規定の適用を受ける株式の取得に要した金額の各合計額の比率などにより按分した後の金額）を転記してください。
- 3 ⑥の④欄には、⑥の③欄の金額から20億円を控除した残額を記載してください。

2 「措置法第37条の13の2第1項」の規定の適用を受ける場合

		銘柄:	銘柄:	銘柄:	合計
		①	②	③	④
取得に要した金額の合計額（※1）	①	円	円	円	(A+B+C) 円
①の金額のうち「措置法第37条の13の2第1項」の規定の適用を受ける金額	②				(※2) 円
②の金額から20億円を控除した残額	③				(※3) 円
株式の銘柄ごとの①の金額の割合	④	(A01/D01) %	(B01/D01) %	(C01/D01) %	100.00 %
取得費の調整対象額	⑤	(D03×A04) 円	(D03×B04) 円	(D03×C04) 円	

- ※1 ①欄には、「特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額等の控除の明細書」の「3 控除対象特定株式の取得に要した金額の計算」欄の⑤の金額を、控除対象設立特定株式の銘柄ごとに転記してください。
- 2 ⑥の②欄には、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の「特定投資株式の取得に要した金額等の控除」欄の金額の合計額（「措置法第37条の13の2第1項」の規定の適用を受ける年分において、「措置法第37条の13第1項」の規定の適用も受ける場合には、当該合計額をそれぞれの規定の適用を受ける株式の取得に要した金額の各合計額の比率などにより按分した後の金額）を転記してください。
- 3 ⑥の③欄には、⑥の②欄の金額から20億円を控除した残額を記載してください。

(令和5年分以降用)

使用目的

- この付表は、次の1又は2に該当する場合に、それぞれに掲げる規定の適用を受けた年の翌年以後の各年分におけるその規定の適用を受けた株式に係る同一銘柄株式の取得価額又は取得費から控除する金額を計算するために使用するものです。

この付表は、「特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額等の控除の明細書」と一緒に提出してください。

- 1 その年中に取得をした特例控除対象特定株^{※1}の取得に要した金額の合計額につき「措置法第37条の13第1項（特定投資株式の取得に要した金額の控除等）」の規定の適用を受ける場合において、その適用を受ける金額として一定の金額（特例適用控除対象額^{※2}）が20億円を超えるとき

※1 「特例控除対象特定株式」とは、措置法第37条の13第1項第1号又は第2号に掲げる株式会社でその設立の日以後の期間が5年未満の株式会社であることその他の要件を満たすものにより発行される一定の株式をいいます。

- 2 「特例適用控除対象額」とは、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額をいいます。

イ 特例控除対象特定株式の取得に要した金額の合計額につき「措置法第37条の13第1項」の規定の適用を受ける場合（ロに掲げる場合に該当するときは除きます。）

「措置法第37条の13第1項」の規定の適用を受ける金額

ロ 租税特別措置法施行令第25条の12第7項に規定する控除対象特定株式（以下単に「控除対象特定株式」といいます。）及び特例控除対象特定株式の取得に要した金額の合計額につき「措置法第37条の13第1項」の規定の適用を受ける場合

次の算式により計算した金額

【算式】

$$\text{特例適用控除対象額} = \text{その年に「措置法第37条の13第1項」の規定の適用を受ける金額} \times \frac{B}{A+B}$$

A = 「措置法第37条の13第1項」の規定の適用を受ける控除対象特定株式の取得に要した金額

B = 「措置法第37条の13第1項」の規定の適用を受ける特例控除対象特定株式の取得に要した金額

- 2 「措置法第37条の13の2第1項（設立特定株式の取得に要した金額の控除等）」の規定の適用を受ける金額が20億円を超える場合